

# 社会に出る前に 「消費者トラブルに気をつけよう」

消費生活をめぐるトラブルが急増しています。特に社会経験の浅い若者がトラブルに巻き込まれる悪質商法には、次のようなものがあります。

- キヤツチセールス 繁華街などでアンケートと称して呼び止め、喫茶店や営業所に連れ出し、商品などの契約を迫る。

- データ商法 异性が電話で呼び出し、恋愛感情を巧みに感じさせ、商品などの契約へ誘導する。

- アポイントメントセールス 電話などで「景品が当たった」などとして、販売目的を隠し、営業所などを呼び出し商品などの契約を迫る。

○架空請求 身に覚えのない請求を郵便やメールなどで行い、払わないと回収に行くなどの脅し文句で支払いを迫る。

不要な商品などはきつぱり断り、契約する場合は慎重に行うことが大事です。また、身に覚えのない架空請求には連絡せず、無視してください。脅迫された場合は、警察へ相談にしましょう。

困ったときは、迷わずお近くの消費生活センターへ相談してください。ハガキなどは保管しておくようになります。

△問い合わせ 県庁県民生活課

☎ 099(286)2521

## 鶴田小4年正岡直子さん 人権作文で優秀賞

鶴田小学校4年生正岡直子さんが、第7回小学生人権作文コンテストで、優秀賞を受賞しました。

このコンテストは、鹿児島地方法務局と鹿児島県人権擁護委員連合会の主催で行われ、人権尊重の重要性や必要性について理解を深めることを目的に開催されたものです。



賞状を受ける正岡直子さん

## 県森林林業振興大会で表彰



表彰された大俣共有林

| 16年2月子牛せり市状況 |             |
|--------------|-------------|
| 出場頭数         | メス 鶴田町 45頭  |
| 去勢           | 48頭         |
| 最高価格         | メス 663,000円 |
| 去勢           | 619,000円    |
| 最低価格         | メス 300,000円 |
| 去勢           | 333,000円    |
| 平均価格         | メス 449,822円 |
| 去勢           | 497,542円    |
| 市場状況         |             |
| 最高価格         | メス 852,000円 |
| 去勢           | 708,000円    |
| 平均価格         | メス 426,129円 |
| 去勢           | 480,797円    |

## 平成16年度 地籍調査事業 138haを実施予定

平成16年度の地籍調査事業の計画地区は、大字紫尾字平嶺後、山王免、川原田、城ヶ宇都、下轟木、中轟木、上轟木、四升蒔、岩元、八久保、西ヶ迫、王子野後、宇ヶノ口、大丸、舟川内、古園、大川原、王子野、橋口、開キ、上ノ原、堂園、中西、前畑、加治屋、五反田、瀬崎田、大園、梅木田、築瀬、井手上、田ノ下、野畑の33字、面積約138haを実施する予定ですので、みなさんのご協力をお願いします。

ただし、県営圃場整備事業紫尾地区は対象外となります。

### 地権者への説明会

地権者への説明会は、4月に行う予定です。

### 境界杭などの事前準備を

地籍調査では、境界の伐採を行い、「自分の土地はここまで」ということを示す杭を打ってもらいます。杭の長さ約1m、1辺約4cm以上の丈夫なものをお願いします。境界杭の設置は、7月末日までに完了してもらう予定ですので、今のうちから杭の準備や下払い、境界の確認などを計画的に進めてください。



## 国民年金

問い合わせ 住民課住民年金係  
☎ 59-3111 (内線121)

### 誕生日がきたときは現況届の提出を忘れずに!!

国民年金や厚生年金を受けている方に、毎年1回、誕生日の初めに社会保険業務センターから「年金受給者現況届」が送られてきます。この現況届を受け取ったら、住所・氏名などを記入して早めに郵送しましょう。また、ご家族の方が記入するときは、「代理人署名欄」に代筆者の氏名・住所も記入してください。

現況届は、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するための大切な届です。期限までに出さないと、年金の支払いが一時停止されることがありますのでご注意ください。

※もし、ハガキを紛失された場合には、役場年金係までお問い合わせください。

### ご利用ください！社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

厚生労働省ホームページ（社会保険庁コーナー）では、年金に関する様々な情報がご覧になれます。

・年金の基礎知識、年金の請求方法、届出書の書き方、年金に関するQ&Aなど

また、自分でできる年金簡易試算コーナーもありますので、お試しください。

(試算のできる方の条件：60歳未満の方、加入期間があわせて25年以上ある方)